

UP

長崎
島原
10
2020

Line up

- 1面 7割経済？
- 2面 中小企業デジタル化応援隊事業を活用してIT化を進めませんか？
- 3面 年末調整資料の早期準備のお願い
勤怠管理システム(KING of TIME)のご紹介
- 4面 税務カレンダー
- 特別編1面 RPA導入事例
- 特別編2面 インターンシップを開催しました！

秋晴快適の頃となりましたが皆様お元気でしょうか。10月といえば「長崎くんち」ですが、今年は新型コロナウイルス（以下コロナ）感染防止のために中止になりました。「くんちバカ」の私にとって「モッテコーイ」「ヨイヤー」の掛け声が聞けない寂しい10月を迎えました。

7割経済？

コロナがなかなか収束しません。NHKの番組で大越健介氏が「平時から有事への切り替えがスムーズに進まない中で社会の弱点を憎らしいほど突いてきたのが新型コロナウイルス、感染を防ぎながら経済回復という狭い道を私たちは覚悟して歩いていくことが求められる、道標になるのは科学者の知見とそれを受け止め訴える政治の発信力にほかならない」と言われました。総理大臣が安倍氏から菅氏に交代しました。新政権がどういう舵取りをするのか、しっかり見極めたいと思います。

2020年4～6月のGDP（国内総生産）が年率△28.1%という情報が経済界を驚かせました。また某経済誌でも「狂乱決算、7割経済の衝撃」という特集が組まれました。4～6月期（四半期）決算ではANAホールディングス△1,088億円、日産自動車△2,856億円、日本製鉄△421億円、日本を代表する大会社が巨額の赤字決算でした。各社とも緊急融資による資金調達とコスト削減という危機時の王道で対応しています。関連する企業（下請け企業）にも少なからず影響があると思います。金融機関の幹部が「今までは緊急融資で取引先に融資をしてきたが限界が見えてきた。これ以上融資しても明らかに返済が無理と思われる企業もある。融資しない方が企業のためになることもあり難しい判断を迫られている」と話されました。貸すも地獄貸さぬも地獄、金融機関も企業も正念場を迎えています。

経済誌によると①当分の間はコロナ前の経済状況には戻らない（7割経済＝縮小経済）②テクノロジーの革新的進化により社会や業界のトレンドが激変する＝既存ビジネスに激変をもたらす、とのこと。過去の成功体験や業界の常識が通用しない時代になるようです。

経営者にとっていま必要なことは自社の経営の実情を認識することです。財政状態を表す貸借対照表（B/S）、資金の流れを表す資金繰り表（C/F）、収益状況を表す損益計算書（P/L）、この3つの表をしっかりと確認することで客観的に自社の経営状況を把握でき次の一手が打てます。攻めるも守るもその経営判断はこの3つの表がベースになるのです。財務諸表を時系列的に分析すると、私たちは長年の経験上問題点が理解できます。

京都で人気の超ホワイト飲食店「佰食屋」の中村朱美社長の話です。「コロナの影響で売上が前年比20%となった、このままでは4か月後に倒産の危機、このような状況下で逆境を乗り越えるため4店舗中2店舗を閉鎖し23人の従業員の半数を解雇、葛藤と罪悪感があったが、そのままズルズルと倒産するのか、閉店と解雇で生き残るのか、経営者として苦渋の選択をせざるを得なかった、決断するに際して統計とこれまでの経験則、そして数値から導き出される今後の予測等を参考にして冷静に判断した、コロナ禍で気付いたことは①低空飛行する経営に原点復帰する②日本のサービス業は数が多すぎるので淘汰が始まる③負の感情（悲しい、怒り、責任転嫁）は経営には不要なもの、一步一步先のことを考えて経営していきたい④飲食業も社会に認められ人々から必要とされる店は生き残る」。飲食業に限らずすべての業種に共通する内容です。

弊社は地域に密着した税理士事務所です。経営者のお役に立ち地域経済に貢献できることを目標にしています。経営には様々な課題があります。ぜひご相談いただきたいと思います。



税理士法人アップパートナーズ
総代表 内田 延佳

IT 活用による、業務効率化等をお考えの事業所様へ

中小企業デジタル化応援隊事業を活用してIT化を進めませんか？

デジタル化への相談費用の一部（最大3,500円/時間）を国が負担する事業が始まりました。例えば、時間単価4,000円の場合、500円で支援が受けられます！詳しくは、別紙の「中小企業のIT化を専門家が徹底サポート」をご覧ください。

株式会社内田会計事務所
総務部 部長 IT支援課 課長

内野 敦史

以下のような導入支援が想定されています。

- | | |
|--------------------------|---------------------|
| ○テレワークの導入 | ○予実管理ツール導入 |
| ○オンライン会議導入 | ○ペーパーレス推進ツール導入 |
| ○通信環境・サーバーツール導入 | ○名刺管理ツール導入 |
| ○電子契約ツール導入 | ○採用管理ツール導入 |
| ○インターネットバンキング ツール導入 | ○労務管理ツール導入 |
| ○グループウェア導入 | ○勤怠管理ツール導入 |
| ○ビジネスチャット / 社内 SNS ツール導入 | ○社員管理ツール導入 |
| ○オンラインストレージツール導入 | ○給与・経費精算ツール導入 |
| ○ワークフローツール導入 | ○キャッシュレス対応 |
| ○RPA 導入 | ○見積り・請求・入金管理ツール導入 |
| ○オンライン会議の導入 | ○会計管理ツール導入 |
| ○販売管理ツール導入 | ○インターネットバンキング ツール導入 |

令和2年9月1日から令和3年1月31日までの事業です。導入を検討されたいお客様は、弊社担当者へご相談下さい。

「gBizID（ジービズアイディ）」（電子申請のためのID）の早期取得をおすすめします！

補助金や社会保険の申請等、電子申請が増えており、このIDを利用するケースが増えていきます。取得には2週間かかるということです（10/6時点）。「使いたいときに使えない」とならないように、早めに取得しておくことをおすすめします。（手続きには印鑑証明書が必要です）

電子申請にあたっては

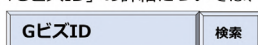
GビズID【gBizプライム】の取得が必要です！



電子申請にご利用頂ける「GビズID」とは、1つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスできる認証システムです。

- GビズIDのうち「gBizプライム」でIDとパスワードを取得することで、補助金の電子申請が可能に！
- 無料で取得できます。
- 申請から取得まで2~3週間を要しますので公募開始前からのご準備をお勧めします

※「GビズID」の詳細については、以下のホームページをご覧ください。



<https://gbiz-id.go.jp>



利用できるサービスの例（順次拡大していくと思われます）

- ・ 社会保険手続きの電子申請
- ・ IT導入補助金
- ・ 令和元年度補正事業承継補助金
- ・ 経営力向上計画申請プラットフォーム 等

年末調整資料の早期準備のお願い

新型コロナウイルスに翻弄された令和2年も年末が近づいてきました。年末から翌年3月にかけて、年末調整、償却資産税の申告、法定調書合計表の提出、そして所得税確定申告と、税務署や市町村へ提出する書類が多くあります。これらの書類はお客様と一緒に会計事務所が作成をして提出していますが、作成する時期が集中するため、会計事務所の残業が非常に増える時期でもあります。

ご存知のとおり、中小企業も対象とした残業規制が2020年4月にスタートし、アップパートナーズでも残業時間の削減を迫られています。これに対応するため、弊社では集中する業務を分散することで残業の削減に取り組んでいるところです。

そのため、業務分散への取り組みの一環として、お客様に年末調整資料の早期のご準備をお願いしています。働き方改革が叫ばれるなか、残業規制を遵守しながら従来と変わらぬサービスをご提供させていただくため、お忙しいところ申し訳ありませんが、早期の資料準備にご協力をお願いいたします。

DXツール紹介 第3弾 IT支援課にてDXツールを紹介していきます！

勤怠管理システム (KING of TIME) のご紹介

株式会社内田会計事務所 IT支援課

主任 東野 宏和

勤怠管理システムをご存知でしょうか？

紙のタイムカードを使用されている場合、タイムカードの打刻をEXCEL等に転記し出勤簿を作成。従業員一人ひとりのタイムカードを複数人でチェックして集計し、それを給与計算ソフトに入力している企業も多いのではないのでしょうか？

勤怠管理システムは専用の打刻機やパソコン、スマートフォンなどから打刻データを取得して自動計算され、リアルタイムでWeb上に勤務状況が表示されます。遅刻や早退、打刻無しのエラーがあれば本人にアラームとして表示され、有休の取り忘れや申請忘れを防ぐことができます。さらに、集計された勤務データは出勤簿として出力することもできます。

また、給与計算ソフトと連携が可能なため、集計したデータを給与計算ソフトに取り込むこともできます。

このように、勤怠管理システムを導入することによって従業員の労働時間を正確に把握でき、人事労務担当者の作業工数を削減することが可能です。

弊社ではKING of TIMEという勤怠管理システムを取り扱っております。KING of TIMEは設定がわかりやすくサポート体制も充実していますので、導入を検討されてみてはいかがでしょうか？無料のトライアルも行えますので興味がある方は弊社担当やIT支援課までご相談下さい。



2020.10

2020.11

UP¹⁰
2020

日	月	火	水	木	金	土
27	28	29	30	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

日	月	火	水	木	金	土
1	2 ★1	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16 ★2	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30 ★3	1	2	3	4	5

【税務calendar】

10月分

- ▶ 8月決算法人の確定申告
【申告期限】11月2日(月)★1
- ▶ 2月決算法人の中間申告
【申告期限】11月2日(月)★1
- ▶ 個人の都道府県民税及び市町村民税の納付
【申告期限】10月中において市町村の条例で定める日

11月分

- ▶ 所得税の予定納税の納付(第2期分)
【申告期限】11月2日(月)★1
- ▶ 所得税の予定納税額の減額申請
【申告期限】11月16日(月)★2
- ▶ 9月決算法人の確定申告
【申告期限】11月30日(月)★3
- ▶ 3月決算法人の中間申告
【申告期限】11月30日(月)★3
- ▶ 個人事業税の納付
【申告期限】市町村において都道府県の条例で定める日

アップパートナーズグループのご案内

■ 税理士法人 アップパートナーズ

■ 株式会社 内田会計事務所

【長崎オフィス】

〒852-8008

長崎県長崎市曙町4番9号

TEL: 095-861-2054 TEL: 095-861-2064 (業務時間外) FAX: 095-862-8885

【島原オフィス】

〒855-0802

長崎県島原市弁天町2丁目7396-4 サムティ島原ビル2階

TEL: 0957-62-0555 FAX: 0957-62-0556



お問い合わせ・ご相談はこちらまで



info@uchida-kaikei.co.jp



https://uchida-kaikei.co.jp